

○福島県野生動植物の保護に関する条例施行規則

平成十七年三月十一日

福島県規則第二十一号

福島県野生動植物の保護に関する条例施行規則、福島県野生動植物の保護に関する条例第二条第二項の特定希少野生動植物を定める規則をここに公布する。

福島県野生動植物の保護に関する条例施行規則

目次

第一章 趣旨(第一条)

第二章 個体の取扱いに関する規制(第二条一第六条)

第三章 生息地等の保護に関する規制(第七条一第十八条)

第四章 保護管理事業(第十九条一第二十一条)

第五章 雑則(第二十二条一第二十五条)

附則

第一章 趣旨

第一条 この規則は、福島県野生動植物の保護に関する条例(平成十六年福島県条例第二十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 個体の取扱いに関する規制

(捕獲等の禁止の適用除外)

第二条 条例第十条第三号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

一 人の生命又は身体の保護のために必要であること。

二 大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第四項に定める大学共同利用機関をいう。以下同じ。)における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること(あらかじめ、知事に届け出たもの(国立又は公立の大学にあっては、知事に通知したもの)に限る。))。

三 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。

ア 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の三若しくは第三十八条又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十一条第一項若しくは第二項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの

イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

四 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をするものであって次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ、知事に届け出たものに限る。))。

ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌じ台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。

- イ 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法(昭和二十五年法律第百二号)第五条第一項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。
- ウ 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。
- エ 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。
- オ 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第一項に規定する沿岸漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。))をいう。以下同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。
- カ 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置し、又は管理すること。
- キ 道路を設置し、又は管理すること。
- ク 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
- ケ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。
- コ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を設置し、又は管理すること。
- サ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十四号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。
- シ 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第一条第二項に規定する航路標識(以下「航路標識」という。)その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
- ス 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の建築物その他の工作物を新築すること。
- セ 航空法(昭和二十七年法律第百三十一号)第二条第五項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。
- ソ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法(昭

- 和五十九年法律第八十六号)第四百十一条第三項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。
- タ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を設置し、又は管理すること。
- チ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。
- ツ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。
- テ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。
- ト 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。
- ナ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- ニ 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第一号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為
- ヌ 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十項に規定するガス事業又は工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為
- ネ 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第一百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観、同法第一百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和八年法律第四十三号)第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為
- ノ 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四条に規定する鉱業、採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第十条第一項第三号に規定する採石業又は砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第二条に規定する砂利採取業を行うこと。
- ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為
- ヒ 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条第一項若しくは第三項の規定により指定された保安施設地区(以下「保安林の区域等」という。)におい

て同法第三十四条第二項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為(同法第四十四条において準用する場合を含む。)

(捕獲等の目的)

第三条 条例第十二条第一項の規則で定める目的は、教育の目的、特定希少野生動植物の個体の生息状況又は生息状況の調査の目的その他特定希少野生動植物の保護に資すると認められる目的とする。

(捕獲等の許可の申請等)

第四条 条例第十二条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 捕獲等をしようとする個体に係る次に掲げる事項

ア 種名

イ 卵又は種子を採取しようとする場合にあっては、その旨

ウ 数量

三 捕獲等をする目的

四 捕獲等をする区域及び当該区域の状況

五 捕獲等の方法

六 捕獲等をした個体の輸送方法(生きている個体の場合に限る。)

七 捕獲等をしようとする期間

八 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、その場所の所在地、飼養栽培施設の規模及び構造並びに飼養栽培の取扱者の氏名、住所、職業及び飼養栽培に関する経歴

九 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面

二 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及びカラー写真

三 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

3 条例第十二条第五項の許可証(以下この条において「許可証」という。)は、様式第一号によるものとする。

4 条例第十二条第六項の従事者証(以下この条において「従事者証」という。)の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 捕獲等に係る許可証の番号及び交付年月日
 - 三 捕獲等に従事する者の氏名及び住所
- 5 従事者証は、様式第二号によるものとする。
- 6 条例第十二条第七項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。
- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 許可証又は従事者証の番号及び交付年月日
 - 三 許可証若しくは従事者証を亡失し、又は許可証若しくは従事者証を滅失した事情
- 7 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から三十日以内に、これを知事に返納しなければならない。
- 8 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあっては、捕獲等に係る個体の市町村別の数量及び処置の概要を知事に報告しなければならない。
- 9 条例第十二条第七項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を回復したときは、速やかに、当該回復した許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。

(個体の取扱方法)

第五条 条例第十二条第九項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 当該個体を飼養栽培する場合にあっては、適当な飼養栽培施設に収容すること。
- 二 当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。

(職員の身分証明書)

第六条 条例第十四条第二項、条例第二十二條第三項及び条例第二十三條第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第三号によるものとする。

第三章 生息地等の保護に関する規制

(生息地等保護区の指定の案の公告)

第七条 条例第十七条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項について福島県報(以下「県報」という。)に登載して行うものとする。

- 一 生息地等保護区の名称
- 二 生息地等保護区の指定の区域
- 三 生息地等保護区の指定に係る特定希少野生動植物
- 四 生息地等保護区の指定の区域の保護に関する指針の案
- 五 生息地等保護区の指定の区域、指定に係る特定希少野生動植物及び指定の区域の保

護に関する指針の案の縦覧場所

(公聴会)

第八条 知事は、条例第十七条第六項(条例第十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者(以下「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の公告は、公聴会の日の三週間前までに県報に登載して行うものとする。
- 3 公聴会は、知事の指名する県の職員が議長として主宰する。
- 4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。
- 5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 7 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 8 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不隠当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不隠当な言動をした者を退去させることができる。
- 10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(管理地区の指定の案の公告)

第九条 第七条の規定は、条例第十八条第三項において準用する条例第十七条第四項の規定による公告について準用する。この場合において「生息地等保護区」とあるのは、「管理地区」と読み替えるものとする。

(管理地区の区域内における行為の許可の申請)

第十条 条例第十八条第五項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 行為の種類
- 三 行為の目的
- 四 行為の場所

- 五 行為地及びその付近の状況
- 六 行為の施行方法(指定に係る特定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。次項において同じ。)
- 七 行為の着手及び完了の予定日
- 八 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 行為に関する計画書その他の書類
- 二 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
- 三 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及びカラー写真
- 四 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図のうち知事が必要と認めるもの

(既に着手している行為の届出)

第十一条 条例第十八条第八項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 行為の種類
- 三 行為の目的
- 四 行為の場所
- 五 行為地及びその付近の状況
- 六 行為の施行方法
- 七 行為に着手した日
- 八 行為の完了の日又は予定日

2 条例第十八条第八項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 既に着手している行為に関する計画書その他の書類
- 二 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
- 三 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及びカラー写真
- 四 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図のうち知事が必要と認めるもの

(管理地区の区域内における許可を要しない行為)

第十二条 条例第十八条第九項第二号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

- ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌じ台若しくは給水台を設置すること。
- イ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設を改築し、又は増築すること。
- ウ 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- エ 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
- オ 法令の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
- カ 測量法第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。
- キ 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、管理地区が指定された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第十八条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第三十九条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。
- ク 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。
- ケ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- コ 海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
- サ 漁港漁場整備法第六条の三第一項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第六条第一項に規定する基本方針若しくは同法第七条の二第一項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る

- 施設を改築し、又は増築すること。
- シ 道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- ス 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む。)
- セ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。
- ソ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- タ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。
- チ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
- ツ 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項の港湾施設又は同条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。
- テ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- ト 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- ナ 航空法第二条第五項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- ニ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第四百四十一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- ヌ 有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること。
- ネ 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- ノ 電柱を設置すること。
- ハ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。
- ヒ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
- フ 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第八項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設

を改築し、又は増築すること。

ヘ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。

ホ 送水管を農地に埋設すること。

マ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを設置すること。

ミ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。

ム 宅地のような壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

メ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること(河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

モ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること((2)又は(7)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において(2)又は(7)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)

(1) 空中線系(その支持物を含む。)その他これに類するもの

(2) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場

(3) 旗ざおその他これに類するもの

(4) 門、塀、給水設備又は消火設備

(5) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第三号に規定する建築設備

(6) 地下に設ける工作物(建築物を除く。)

(7) 高さが五メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。)

ヤ 条例第十八条第四項の規定による許可を受けた行為(条例第三十九条第二項の規定による協議に係る行為を含む。)又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舎を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

二 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

三 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

イ 鉱業法第五条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において鉱物の採掘のための試すいを行うこと。

ウ 露天掘でない方法により、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

エ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。

オ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。

カ 水又は温泉をゆう出させるために試掘を行うこと(試掘坑の坑底直径が三十センチメートル以下のものであつて周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。)

- キ 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に届け出たもの(国立又は公立の大学にあっては、知事に通知したもの)に限る。)
- 四 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - ウ 管理地区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 六 木竹を伐採することであって次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内において高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。
 - イ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐(単木択伐に限る。)すること。
 - ウ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
 - エ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
 - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
 - カ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
 - キ 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。
- 七 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの
- ア 砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - イ 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - ウ 船舶から冷却水を排出すること。
 - エ 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路(以下「下水道」という。)に汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。
 - オ 住宅から汚水又は廃水を排出すること(し尿を排出することを除く。)
 - カ 建築基準法第三十一条第二項に規定するし尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和三十五年政令第三百三十八号)第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有す

- るものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。
- キ 水道法第三条第八項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。
- ク 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第一号に規定する船舶又は同条第十号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。
- ケ 集落排水施設(農業集落、林業集落及び漁業集落から排出されるし尿及び雑排水(工場排水その他の特殊な廃水を除く。)を集合して処理するために設置された施設をいう。)から汚水又は廃水を排出すること。
- 八 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの
- ア 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- イ 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ウ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- エ 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- カ 雪崩の防止のための工事を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- キ 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第一項に規定する遊漁船業を営むために車馬又は動力船を使用すること。
- ク 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ケ 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三条の規定により一般旅客定期航

路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

コ 港湾法第四条の規定により設立された港務局が海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用すること。

九 野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うことであつて次に掲げるもの

ア 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。

イ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。

ウ 航路標識の障害となる植物を除去すること。

エ 漁業権に係る水産動植物を採捕すること。

十 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為(条例第十八条第四項第六号、第九号及び第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。)

イ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)に規定する行為(条例第十八条第四項第九号及び第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。)又は森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)第六十三条第一項第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為(条例第十八条第四項第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。)

ウ 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為(条例第十八条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。)

エ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 条例第十八条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるもの

(2) 住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(3) 用排水施設(幅員二メートル以下の水路を除く。)又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(4) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(5) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(7) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。

- オ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為(条例第十八条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。)
 - カ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為(条例第十八条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。)
 - キ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること(条例第十八条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為を除く。)
 - ク 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観、同法第百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為(建築物の新築並びに条例第十八条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。)
 - ケ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為
 - コ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為
 - サ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - シ 工作物の修繕のための行為
- 十一 条例第十八条第四項第六号に掲げる行為であって同条第九項第三号の規定により知事が指定する方法及び限度内においてするものに附帯する行為又は前各号に掲げる行為に附帯する行為

(非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出)

第十三条 条例第十八条第十項の規定による届出は、第十一条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図を添付しなければならない。

(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)

第十四条 条例第十九条第四項第二号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 第二条第四号ニ、第十二条第一号エ、カ若しくはハ又は同条第十号ケからシまでに掲げる行為

二 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行うこと又はそのための標識を設置すること。

三 地下において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

四 測量法第三条の規定による測量又は水路業務法第二条第一項の規定による水路測量

を行うこと。

- 五 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。
- 六 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物、ガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物、熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設の保安のための行為
- 七 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観の保存のための行為(建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。)
- 八 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(立入制限地区内への立入りの許可の申請)

第十五条 条例第十九条第五項において準用する条例第十八条第五項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 立入りの目的となる行為

三 立入制限地区の位置及び名称

四 立ち入る者の数及び立入りの方法

五 立入りの開始の予定日及び立入りの予定期間

六 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 立入りの目的を明らかにした計画書その他の書類

二 立ち入る巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした縮尺五千分の一以上の図面

(監視地区内における行為の届出)

第十六条 条例第二十条第一項の規則で定める事項は、第十条第一項各号に掲げるものとする。

2 条例第二十条第一項の規定による届出は、前項の事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、第十条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(監視地区の区域内における届出を要しない行為)

第十七条 条例第二十条第六項第二号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

- ア 第十二条第一号アからメまで(キ、ヘ及びホを除く。)に掲げる行為
- イ 次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において(1)から(3)までに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)
- (1) 床面積の合計二百平方メートル以下の建築物又は水平投影面積二百平方メートル(海域にあつては、百平方メートル)以下の工作物(建築物を除く。)
 - (2) 鉄塔、煙突その他これらに類するものであつて高さ三十メートル以下のもの
 - (3) 高さ二十メートル以下のダム
- ウ 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、生息地等保護区が指定された際に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十条第一項の規定による届出をして設置されたもの(条例第三十九条第三項の規定による通知に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。
- エ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を設置すること。
- オ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を埋設すること。
- カ 幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)
- キ 日本郵便株式会社の営業所(簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項に規定する簡易郵便局を含む。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。
- ク 工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設を改築し、又は増築すること。
- ケ 条例第二十条第一項の規定による届出(条例第三十九条第三項の規定による通知を含む。)を了した行為(条例第二十条第二項の規定による命令に違反せず、かつ同条第五項の期間を経過したものに限り)又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更することであつて次に掲げるもの
- ア 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。
- イ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。

- ウ 養浜のために土地の形質を変更すること。
 - エ 第一号イに掲げる行為を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。
 - オ 面積が二百平方メートル(海底にあっては、百平方メートル)を超えない土地の形質の変更であって、高さが二メートルを超える法のを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 三 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの
- ア 第十二条第三号イからオまでに掲げる行為
 - イ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。
 - ウ 教育、試験研究又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - エ 工作物を設置するための地質の調査のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - オ 当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートル(海底にあっては、百平方メートル)を超えず、かつ、高さが二メートルを超える法のを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 四 水面を埋め立て、又は干拓することであって面積が二百平方メートル(海面にあっては、百平方メートル)を超えないもの
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの
- ア 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - イ 生息地等保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息地等保護区の区域のうち監視地区の区域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- ア 第二条第四号ネ又は第十二条第十号ケからシまでに掲げる行為
 - イ 測量法第四条に規定する基本測量又は同法第五条に規定する公共測量を行うこと。
 - ウ 条例第十八条第四項第一号から第三号までに掲げる行為であって森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林の区域等において行うこと。
 - エ 水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為
 - オ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 住宅又は高さが十メートルを超え、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、高さが十メートルを超え、又は床面積の合計が五百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)
 - (2) 用排水施設(幅員四メートル以下の水路を除く。)又は幅員が四メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後にお

- いて幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)。
- (3) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
 - (4) 宅地を造成すること。
 - (5) 土地を開墾すること(農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。)。
 - (6) 水面を埋め立て、又は干拓すること(農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。)。

カ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

キ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為

ク 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

ケ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること。

コ 建築物の存する敷地内で行う行為(建築物を設置することを除く。)

七 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(平一九規則七九・一部改正)

(補償請求書)

第十八条 条例第二十四条第二項の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出して行うものとする。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 補償請求の理由
- 三 補償請求額の総額及びその内訳

第四章 保護管理事業

(保護管理事業の確認の申請)

第十九条 国の機関及び他の地方公共団体は、条例第二十六条第二項の確認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び代表者の氏名
- 二 保護管理事業を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、保護管理事業の事業計画書を添付しなければならない。

(保護管理事業の認定の申請)

第二十条 国の機関及び地方公共団体以外の者は、条例第二十六条第三項の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、住所及び職業(法人にあっては、名称、住所、代表者の氏名及び主たる事業)

二 保護管理事業を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、保護管理事業の事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者の略歴を記載した書類(法人にあつては、現に行っている業務の概要を記載した書類)

二 法人にあつては、定款その他の基本約款、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類

(認定保護管理事業の告示)

第二十一条 条例第二十六条第四項前段の規定による告示は、認定を受けた保護管理事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに認定を受けた保護管理事業の事業計画を県報に登載して行うものとする。

2 条例第二十六条第四項後段の規定による告示は、認定を取り消された保護管理事業を行っていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名を県報に登載して行うものとする。

第五章 雑則

(公的機関に関する協議の適用除外等)

第二十二条 条例第三十九条第二項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 特定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をする場合であつて次に掲げるもの
ア 公的機関が試験研究のために捕獲等をする場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

イ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合(捕獲等をした後三十日以内に、知事に通知したものに限る。)

ウ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合

(1) 砂防法第二条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第一条に規定する砂防工事を行うこと。

(2) 海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。

(3) 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事を行うこと。

(4) 河川法第六条第一項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該河川区域内において同法第八条に規定する河川工事を行うこと。

(5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。

- (6) 森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づくばた山崩壊防止工事を行うこと。
 - (7) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第一百条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第一百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定若しくは同法第一百四十四条第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を調査すること。
 - (8) 第二条第四号ネに掲げる行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
 - (9) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- エ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの
- (1) 第二条第四号アからヒまで(ネを除く。)に掲げる行為
 - (2) 砂防法第二条の規定により指定された土地以外の土地において同法第一条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
 - (3) 河川法第六条第一項に規定する河川区域以外の区域において同法第三条第二項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。
 - (4) 雪崩の防止のための工事を行うこと又は火山地、火山麓若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。
 - (5) 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園(以下「都市公園等」という。)を設置し、又は管理すること。
 - (6) 下水道を設置し、又は管理すること。
- オ 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として行う行為
- 二 条例第十八条第四項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの
- ア 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって次に掲げるもの
- (1) 下水道を改築し、又は増築する場合

- (2) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合
 - (3) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合
- イ 公的機関が、試験研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取する場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
- ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの
- (1) 漁港漁場整備法第五条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
 - (2) 漁業取締りのために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
 - (3) 海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用する場合
 - (4) 公的機関が、試験研究のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
 - (5) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
 - (6) 自衛隊が、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
- エ 公的機関が、試験研究のために野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をする場合
- オ アからエまでに掲げるもののほか、次に掲げる場合
- (1) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合(条例第十八条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合を除く。)
 - (2) 都市公園等を設置し、又は管理する場合(条例第十八条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの(改築後又は増築後において水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)
 - (3) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第一百条第一項の規定による史跡名勝天然

記念物の仮指定、同法第百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定若しくは同法第百四十四条第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合
(4) 警察法第二条第一項に規定する警察の責務としての行為をする場合

カ アからオまでに掲げるものに附帯する行為をする場合

三 条例第十九条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げる行為をするためのもの

ア 雪崩の防止のための施設又は火山地、火山麓若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。

イ 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第六条第一項の規定による立入検査に伴い木竹を伐採し、又は損傷すること。

ウ 公的機関が、試験研究のために農林水産物に損害を与える病虫害等(それらの卵を含む。)の捕獲等を行うこと(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

エ 第二条第四号ネに掲げる行為

オ 第一号ウ(7)に掲げる行為

カ 海上保安庁が、航路標識を設置し、若しくは管理すること又は水路業務を行うこと。

キ ダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理すること。

ク 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三条第一項に規定する自衛隊の任務として行う行為

ケ 警察法第二条第一項に規定する警察の責務として行う行為

コ アからケまでに掲げる行為に附帯する行為

2 条例第三十九条第三項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって前項第二号アに掲げるもの

二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

ア 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域、河川法第三条第一項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合

イ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合

ウ 都市公園等を設置し、又は管理する場合(都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの(改築後又は増築後において水平投影面積が千平方メートルを超えるも

のとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

エ 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定若しくは同法第百四十四条第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を調査する場合

オ 警察法第二条第一項に規定する警察の責務としての行為をする場合

カ 前項第二号ウ((4)を除く。)に掲げる場合

三 前二号に掲げるものに附帯する行為をする場合

(教育又は学術研究等のための捕獲等の届出)

第二十三条 第四条第一項及び第二項の規定は、第二条第二号及び第四号の規定による届出について準用する。この場合において、第四条第一項第四号中「捕獲等をする区域」とあるのは、第二条第四号の規定による届出については、「捕獲等をする区域(移動又は移植をする区域を含む。次項において同じ。)」と読み替えるものとする。

(教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出)

第二十四条 第十条の規定は、第十二条第三号キの規定による届出について準用する。

(添付書類の省略)

第二十五条 条例第十二条第一項、条例第十八条第四項若しくは条例第十九条第四項第三号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は条例第十八条第八項若しくは第十項、条例第二十条第一項、第二条第二号若しくは第四号若しくは第十二条第三号キの規定による届出を了した行為の変更に係る届出にあっては、第四条第二項(第二十三条において準用する場合を含む。)、第十条第二項(前条において準用する場合を含む。)、第十一条第三項、第十五条第二項又は第十六条第三項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない書類(第三項において「添付書類」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付しなければならない。

3 第一項に該当するもののほか、条例第十二条第二項若しくは条例第十八条第五項(条例第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請又は条例第十八条第八項若しくは第十項、条例第二十条第一項、第二条第二号若しくは第四号若しくは第十二条第三号キの規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付書類の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付書類の一部

を省略することができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第七九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第七九号)

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び第十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十四年規則第六十号)

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第二条第四号ニの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十六年規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

特定希少野生動植物捕獲等許可証			
		第	号
		年	月
		日	
有効期間	年	月	日から
	年	月	日まで
福島県知事			印
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	種名 (卵又は種子を採取しようとする場合にあつては、その旨及び種名)		
	数量		
	目的		
	区域		
	方法		
	条件		
<p>注意</p> <p>1 捕獲等許可証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 捕獲等許可証は、その効力を失った日から30日以内に、これを福島県知事に返納しなければならない。</p>			
	市町村名	捕獲等をした数量	処置の概要
<p>備考 返納の際この欄に所要事項を記入することにより、福島県野生動植物の保護に関する条例施行規則第4条第8項の規定による報告とすることができる。</p>			

様式第2号(第4条関係)

特定希少野生動植物捕獲等従事者証			
			第 _____ 号 年 月 日
有効期間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
			福島県知事 _____ 印
		住所	
		氏名	
特定希少野生動植物捕獲等許可証の内容			
		捕獲等許可証の番号	
		法人等の名称	
		種名 (卵又は種子にあつては、その旨及び種名)	
		数量	
		目的	
		区域	
		方法	
		条件	
注意 1 従事者証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。 2 従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを福島県知事に返納しなければならない。			

様式第3号(第6条関係)

第 号
身分証明書
所属 職・氏名
この証明書を携帯する者は、福島県野生動植物の保護に関する条例第14条第1項の規定による立入検査、第22条第2項の規定による立入検査及び立入調査並びに第23条第1項の規定による立入りをを行う者であることを証明する。
年 月 日
福島県知事 印
備考 裏面に「福島県野生動植物の保護に関する条例(抄)」として、同条例第14条、第22条、第23条及び第44条の規定を記載すること。